

10 農林水産省(特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100070	鳥インフルエンザの病性検査に用いるHA型型同定用抗血清の県家畜保健衛生所への提供(鳥インフルエンザの病性検査を県家畜保健衛生所でも実施可能とする)	高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月18日付農林水産大臣公表)	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に着手するため、A型インフルエンザウイルスHA型型同定用抗血清を県家畜保健衛生所に提供する。	家畜保健衛生所で養育鶏卵培養法によりA型インフルエンザウイルスが分離された場合、速やかに高病原性鳥インフルエンザの病性検査が可能となるよう、HA型型同定用抗血清(H5及H7)を家畜保健衛生所に配布し、より迅速な防疫措置の着手が可能となる体制を確立する。	高病原性鳥インフルエンザを疑う事案に際し、県は速やかに当該農場のみならず周辺農場に於いて移動自衛を要請する等、迅速に本病のまん延防止を措置する必要がある。しかし、高病原性鳥インフルエンザの診断となる型インフルエンザウイルスHA型型同定用抗血清は、独立行政法人動物衛生研究所(茨城県つくば市)で実施されており、家畜保健衛生所から動物衛生研究所までの検体搬送に時間を要するため、まん延防止措置の開始が遅れる。	C	1 家畜の伝染性疫病のうち、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする、伝播力や病性が強く、早期発見と適切なまん延の防止が国際的にも重要視されている疾病の病原体(ウイルス)の同定や、性状確認等については、発生した場合における社会的・経済的影響が大きいこと、検査結果いかなんでは、全国的な防疫措置を図る必要があること、病原体の適正な取扱いが必要であること、国際的にも信頼される検査水準の確保が必要であることから、政府の機関である動物衛生研究所において一元的に対応する必要がある。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	C	1 高病原性鳥インフルエンザは、伝播力や病原性が強く、社会的・経済的にも影響が大きい家畜伝染病であることから、迅速な確定検査とまん延防止措置が重要であり、異常蹄の発生に際しては、県として速やかに原因究明を実施し、それが高病原性であるか否かの判断に基づき、発生農場周囲の地域において初動防疫を講じる必要がある。2 動物衛生研究所が確定診断及びウイルス性状の検査を行うことに異論はないが、発生農場における病性鑑定及び防疫措置は県が実施するものであり、可及的速やかな対応が求められる。このため、初動防疫の判断根拠として、家畜保健衛生所におけるHA型型(H5及H7)の判定が可能となる体制が必要である。	1 動物衛生研究所から家畜保健衛生所への血清の配布、家畜保健衛生所におけるHA型型の判定が困難であることは前回の回答の通りである。2 病性鑑定の開始時点で、発生状況等から法定伝染病が強く疑われる場合においては、家畜伝染病予防法に基づき(隔離、移動制限等の措置を講じること)であり、これまで県と都道府県が連携して、HA型型の判定の地域に待たずに、直ちに適切な初動防疫措置を講じてきている。なお、国としては、血清型型が判明した段階で、直ちに都道府県に連絡しているところである。	1080100	兵庫県	農林水産省				
100080	地図混乱地域における、地目変更登記申請要件の緩和			本人若しくはその代理人が行うこととされている、表題部に係る登記事項変更申請について、事業実施予定者が代行して行うことができるよう緩和する。	本地域では、排水不良などの生活基盤と、農業基盤の整備が要望されていることから、土地改良事業と併せて、地権者も分筆や相続等が苦慮している。地図混乱状態での導入は困難である。かつて事業を断念しており、主な障害は2点ある。第一は登記目的で土地の売買が行われた部分があり、その後適正な手続きがなされておらず、所有者と連絡のとれない土地が多数存在しているため、各種手続きが実現し不可能となり推進できない。第二は海岸地帯で防風林が散在しており、地目変更が不可欠であるが地図混乱地域において土地権者がそれぞれ変更資料を揃え手続きを行うことは困難である。原因の解決が図れなかったため、農林水産省に対して事業採択要件緩和や運用緩和を要望したが例外は認められないとのことであった。	C	不動産登記法については、本省の所管ではないため対応できない。 なお、土地改良法第5条第7項については、非農用地を土地改良実施地域内に含めることは、これらの非農用地の形状等を変更し、その価値に影響を及ぼすものであること等から、関係権利者の権利を保護する必要があるため、定められているものである。したがって、土地改良法第5条第7項に規定される建築物の敷地、墓地、境内地等の非農用地に係る関係権利者全員の同意について、特例を認めることはできない。	提案者は、長年土地改良事業の実施が望まれながら地図混乱により実施が見送られている地域について、事業実施の方策を求めて提案しているものである。右提案者意見を踏まえ、同地域で土地改良事業の実施をすることができないか再度検討し、回答された。	C	土地改良法施行令第1条の9の括弧書きには、土地改良法第5条第7項の関係権利者全員の同意を要しない土地として、「土地改良施設の用に供されている土地その他これに準ずる土地で通常土地改良事業の施行に係る地域に含めることが相当と認められる土地」が規定されている。当該規定は、当該非農用地に係る関係権利者が明確であり、かつ、土地改良施設用地、農用地に隣接又は介在している土地で農用地に復原して存在しているものなど通常土地改良事業の施行地域に含めることが相当と認められるもの(例えば、畑のそばのけが、やぶ)については、関係権利者全員の同意を得る必要はないこととしているものである。仮に、御提案にある防風林等に供されている土地を土地改良法施行令第1条の9の括弧書きに規定する関係権利者の同意を要しない土地と解釈したとしても、関係権利者が全(不明な土地については、換地処分したとしても)関係権利者の同意を得ることができない。なお、御提案の地図混乱地域において、土地改良事業の実施をすることができないか再度検討し回答された。この要請があるが当該地域の実態等詳細が不明であるため、実地に即した具体的検討は困難である。	1088010	波崎土地改良区	法務省 農林水産省						
100090	バイオマス発電における遊休農地の活用促進	農地法第3条、第4条、第5条		・耕作目的で農地の権利移動を行う場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要。 ・農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。	遊休農地を借り入れて、野菜とまきを栽培を行う。 借り入れた遊休農地の一部を使い、木質間伐材・チップ・ペレットを原料とするバイオマスエネルギーを生産しバイオマス発電を行う。このため、借り入れた農地に、バイオマス発電に係る装置を設置し、運転したい。 さらに、木質間伐材・木炭・竹炭、木酢液作りを行うために、その製造装置を設置したい。	・多摩里山バイオマスエネルギーシステムでは、里山の自然環境保全や生物多様性の保全を目的とした森づくり活動と、これらの活動を通じて得られるバイオマスをエネルギーに変換し、活用するバイオマス・コージェネレーションシステムを検討し、その実践と農業を併せ行いたいと考えている。このため、遊休農地の借り入れを検討しており、借り入れ後は、野菜とまきの栽培とバイオマス発電等の設置を行いたいと考えているが、農地にこれら施設の設置を行うことができない。私たちは雑木林の管理と手入れにより生物多様性と自然生態系との調和・共生を図り、バイオマス・エネルギーを生産する際にエネルギーの供給とバイオマス発電を行う等により、再生エネルギー使用への転換とCO2排出削減による地球温暖化防止に資したいと考えており、規制の緩和を求めたい。	D	について 農地法第3条第2項各号の要件を満たす農業経営を継続的に行う者であれば農地の権利取得が認められることとなっている。なお、まきを栽培するに認められない場合には、農地法第5条の農地転用許可を得ることにより、栽培用地の取得が可能である。 について 良好な農地条件を備えている農地以外の農地であって、周辺の営農に支障がない等の要件を満たす場合、農地転用許可を得ることにより、装置を設置することが可能である。	D			1095010	多摩里山バイオマスエネルギーシステム	農林水産省					
100100	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第3条の4		農地法第3条に基づき農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50アール(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。 また、知事が設定する別段の面積については、平成17年より、新規就農者の受入れの促進により農地の有効利用を図る観点から、遊休農地をその他の効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在し、かつ、農地上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合には、下限面積を法的に定めることができるとなっており、本制度を活用し下限面積を10アールまで引き下げることが可能である。	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4を改正し、新規就農時における農地取得下限面積要件を廃止する。 一定の要件を満たす地域において、新規就農時の農地取得下限面積要件を廃止する。このことにより、都市からの新規住民の受け入れを促進し、少子高齢化が進む地域の活性化を図る。また、中山間地域における担い手不足の解消、農地の保全につなげる。	本市では、各地域が中心となり都市との交流を積極的に進めており、その参加者は年々増加している。近年では、こうした交流を通じて、U・ターンを希望する団体の世代や若者もいる。 こうしたU・ターン希望者の多くは、特別な環境等を必要とする種別よりも、まずは畑作を中心とした農業を営みたいという意見が多数を占めている。しかし、現在の農地法では、取得下限面積が広すぎ、畑作を中心とした新規就農を志す者にとっては、とても高いハードルとなっている。今後、市として「空家/バンク」を開発し、地域と一体となって積極的に新規住民の受け入れに取り組むための障害となっている。 中山間地域が抱える担い手不足の解消や農地の保全、また、新規住民の受け入れによる人口増加、地域の活性化を促進するために、本市の中でも、特に一定の条件(別紙)を満たす地域において、新規就農時の農地取得下限面積の廃止を求めている。	C	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利取得できるように誘導することを目的に許可制を採用している。 一定の地域の新規就農者に限って「下限面積を廃止し、10アール未満の農地の取得を認めることは、零細で非効率的な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるため、認めることはできない。	C			1098010	三次市	農林水産省					
100110	土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業の拡大	土地改良法第15条		土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	現行の土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	前回提案の際、土地改良区の性格から収益的事業が認められないということでした。これにつき、現況、土地改良区は法に基づき強い公共的性格と機能を有する法人であるが、情勢の変化から、組合員の求める公共性は土地改良法のそれと一致せず、また、このような状況から、公共性を有する団体であるがゆえに与えられた機能についても、現実と法の歪みを修正しないというでの行使は、多くの組合員に反感をかうものとなっています。このような、三次市土地改良区における公共性は、整備事業に精通し、法的に安定した存在である土地改良区が、地域の農業構造改革の中心となつて、密な計画に基づく「新生産・販売手法を率先して実践することであり、この活動を通じて、組合員の共感を博得、振興金についても十分な理解のもと取捨することが出来ることと考えます。このことを実現するための法の特例措置を求めます。	C	土地改良区は、事業施行について当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得て、都道府県知事の認可を受けて設立されるが、設立されると不同意者も含めて事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。 また、組合員への課金により事業実施に必要な費用を賄っているが、土地改良区は課金の滞納者に対する強制徴収権も付与されている。 このように、土地改良区は土地改良事業に基づき強い公共性格・機能を持つ法人であることから、その事業の範囲は、こうした土地改良区の機能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されているところであり、収益を伴う営利事業を認めることはできない。	C			1098020	三次市	農林水産省					
100120	地域バイオマスの利用施設に関する特区	・農業振興地域の整備に関する法律第3条、第9条、第11条、第13条、第19条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条		土地の農業上の用途区分が「農業用施設用地」であれば、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設は、農用地区域内であっても立地することが可能である。 用途区分が「農業用施設用地」でない場合は、用途を「農業用施設用地」に変更する必要があるが、用途変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えない場合は、農業振興地域整備計画の変更の際に要する公告縦覧や知事への協議を行うことなく、市町村が変更することが可能である。	地域バイオマス資源をエネルギーなどに交換して利用しようとする場合、その集積が事業者に対して、次のような措置を講じる。廃/バイオマスの有償取戻の許可、当該施設の熟慮として焼却施設を設置する場合、農業物処理施設がない、当該施設の農用施設区域等への立地手続きを簡素化する	地域バイオマスの資源化(利活用)について、廃棄物処理事業者以外の各種/ワ/ワを持った事業者の集積が進み、地域経済が活性化するとともに、一般化産業の排出削減、地球温暖化防止効果などが期待される。	D	について 地域バイオマス資源の利活用施設のうち、耕作又は養畜の業務のために必要となる「農業上の用途区分が「農業用施設用地」であれば、農用地区域から除外すること、建設することが可能である。また、用途区分が「農業用施設用地」でない場合は、用途を「農業用施設用地」に変更する必要があるが、用途変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えない場合は、農業振興地域整備計画の変更案の公告縦覧や知事協議を行うことなく、市町村が変更することが可能であり、手続きが簡素化されている。	D			1109070	社団法人日本コービジネス協議会連合会	農林水産省 環境省					

10 農林水産省(特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100130	外米(ミニマムアクセス米)の清酒用利用	加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売等実施要領(平成16年4月1日15総農第925号農林水産省総合食料局長通知)第3	ミニマム・アクセス米(以下「MA米」)については、「加工原材料用」に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売要領に基づき、月に1回の頻度で販売を行っているが、清酒及び清酒用アルファ化米等には販売を行っていない	輸入義務のあるミニマムアクセス米について、清酒および清酒用アルファ化米用を、販売用途に含める	ミニマムアクセス米について、低コスト化など消費拡大に繋がる新技術によることなどを条件に、清酒および清酒用アルファ化米用への販売を実施する	低コスト・高品質な日本産の製造が可能となり、日本産の消費拡大を通じた米の消費拡大、地域経済の活性化に繋がる	C		米については、その潜在的需給ギャップが大きいことから、主要食糧の需給と価格の安定に関する法律に基づき、生産調整を実施している。 19年度から、これまでのような行政が主体となるシステムから、農業者・農業者団体が主体となるシステムへ転換することとなり、現在、新システムへの円滑な移行が喫緊の課題となっている。 このような中で、MA米を清酒用及び清酒用アルファ化米用に販売する場合、MA米を販売した分は生産調整の拡大が必要となり、新システムへの円滑な移行の支障とならないので、認めることは困難である。		C					1109080	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省	
100140	森林組合による山林の所有	森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条、第9条	森林組合法(昭和53年5月1日法律第36号、以下「法」という。)第2条第1項の規定により、保護培養及び生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林について、組合員の3分の1以上の同意を得た上で、組合自らが所有し経営することが認められている。 一方、森林組合は森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保護培養及び森林生産力の増進を目的として設立された協同組合であり、その行う事業については、法第4条において、「その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであって、営利を目的としてその事業を行ってはならない」とされ、法第9条において具体的な事業が規定されているが、所有森林の証券化事業については規定されておらず、森林組合自らがこれを行うことはできない。	森林は国民の共有の財産であり、国土保全のみならず、最近では健康リゾートや畜産、農業など森林資源を使った多様なビジネスが展開され、それによって森林の活性化が期待できる。しかし、森林組合は、森林組合法で事業が決まっているため、事業の自由度が低い。事業に必要な資金を集める方法として、不動産の証券化が多く見られるようになっているが、現行法では、森林組合自身が不動産の証券化事業を行なうことができないため、都市開発等で成果が出つつある手法を林業現場に使うことができない、これを可能にしたい。	森林組合による山林の所有と証券化ビジネス	一般の経済活動において認められているビジネスノウハウ、人材が森林事業の現場にも導入・投入されることにより、森林業の再生・活性化が促進される。	C		森林の経営費用をどのように調達するかは組合員の経営課題のひとつと考えられる。森林組合が、分収育林契約を締結することにより資金又は資産提供者に対して得られる収益を配分することが可能であるならば、森林組合が、経営資金を調達することを目的に組合員が証券化を行うことが可能であるならば、森林組合が、証券化を行うことができないか、右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	D	1	森林組合法上、組合が法人等に出資を行うことに対する制限についての特段の規定は存在しない。同法の趣旨を踏まえると、法人等が行う事業が同法の目的・事業の範囲と相矛盾しないものであり、また組合の定款で定められた目的に沿った事業である場合に、組合自らがその経営基盤を危険にさらさないものとして判断し、組合において組合員からの同意を得て特定目的会社に出資を行うのであれば、当該特定目的会社の根拠法において出資者に係る制限がない限り、組合が出資を行うことについて、法的な問題は発生しないものと解される。				1109160	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省	
100150	海外支援助資の迅速な受け入れ体制の構築(国際防災協力特区)	家畜伝染病予防法 植物防疫法	我が国に輸入される植物については、海外からの植物に有害な病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法第7条の規定により、指定された病害虫の発生地域からの寄主植物の輸入が禁止されている。 また、同法第8条により、植物を輸入する際には、指定した港あるいは飛行場から、検査を受けた上で輸入することとされている。 我が国に輸入される畜産物については、海外からの口蹄疫等の悪性伝染病の侵入を防止するため、家畜伝染病予防法第36条の規定により、輸入が禁止されている国・地域がある。 また、同法第40条第3項の規定により、輸入検査は指定した港あるいは飛行場で行うこととされている。	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援助資を受け入れるための、税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。		D	-	「農林水産省防災業務計画」において、動植物検疫は、「その緊急性にかんがみ、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮を要するものとする。」としている。 この趣旨を踏まえ、我が国への有害動植物及び悪性伝染病の侵入の可能性を回避できる物資について、あらかじめ生じうる問題と円滑な受け入れが可能となるよう方策を検討すること(事前協議)は、現状でも可能である。	D	-	別様あり、意見書の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 海外支援助資の迅速な受け入れに当たり、地方公共団体の長が防災支援助資に係る判断を行うこと等について、 海外支援助資の迅速な受け入れに係る事項 緊急時の動植物検疫に関する配慮、有害動植物及び悪性伝染病の侵入の可能性を回避できる物資の受け入れ、事前協議等に関して、 国境・孤立型離島等の特殊な環境 緊急災害時における国際防災協力の必要性等も含まれた、協定等を結んだ国外地方公共団体からの支援助資に必要措置について、(町と関係省庁との事前調整、国際防災協力特区としての検討要請等「国境地域」に対する認識、取り組みについて、	については、貴見のとおり。				1113020	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府